

いつまでも  
住み慣れた家やまちで  
暮らすために



## いきいき百歳体操を知っていますか

問い合わせ 高齢介護グループ

いきいき百歳体操って何

高知市で始まった住民主体の介護予防体操で、「歩行速度が上がった」、「つまずきが減った」など様々な成果が出ていることが注目され、全国的に広がりを見せています。市では平成27年度に「大野台7丁目(双葉会)」が活動を始め、4月1日現在、市内20か所で行われています。

どんなことをするの



- 週一回(45分程度)
- 地域の身近な場所
- 専用のDVDを見ながら難しい動きはありません
- 個々の筋力に合わせた専用のおもりをつけて(重さを自分で調整できます)



仲間と楽しく筋力アップ

市民が主体

立ち上げるのも運営するのも市民が主体です。市民が主体になることで、近所に住む参加者同士が交流で

きるような様々な取り組みが見られ、「来ることが楽しい」、「生きがいになる」といった声が聞かれています。



立ち上げの条件は

- 5人以上の参加者
  - 会場(地域の身近な集会所など)
  - 椅子・テレビ・DVDプレーヤー
- があつて、週一回継続的に行うことができる団体であれば、新しく立ち上げることができます。おもりの貸出や理学療法士による体操のポイントの指導などのサポートを受けることができるので、安心して始められます。高齢介護グループに相談してください。



### VOICE



理学療法士  
高橋正浩さん

いきいき百歳体操には、高齢者、要支援者、要介護者、障がい者まで幅広く参加することができます。

高齢者の健康を助ける運動項目には持久力体操、筋力運動、バランス運動、柔軟性運動の4種類の要素が含まれていることが望ましいとされています。いきいき百歳体操は、持久力体操(ウォーキングなど)を除く3種類の要素を満たしており、介護予防(※)の観点からも改善を見込める構成となっております。

体操による効果として、肩や腰、膝などの関節痛の軽減、転倒予防だけではなく、自らの生活を見直すことができたり、参加することによって地域とのつながりをつくることもできます。

体操を継続するためには、一緒に体操する仲間の存在や、体操以外の楽しみも欠かせません。市内でも茶話会や交流会といった市民主体ならでの自由な発想が生かされており、地域住民の「自らの(自助)」「助け合い(互助)が尊重されている」感があります。

### 参加者インタビュー

体操を始めたきっかけ

いつまでも元気な体でいたいのので、継続的に近所で行えるこの体操を始めようと思いました

効果が出たこと

- つまずき、転倒がなくなった、杖がいらなくなった、起き上がりが楽になった
- 理学療法士さんの指導で、声を出すことが脳の活性化につながると聞いていたが、囲碁の階級が上がると効果が出て本当に驚いている
- みんなと集まるのが楽しみにになり、毎週体操に参加する大きなモチベーションになっている

今後の目標

元気な状態を維持して、畑仕事やゴルフを続けたい。みんなと集まって体操をすることが生きがいなので、この体操に参加し続けることが目標です



### 市内の実施団体(発足順)

| 団体名         | 実施場所              |
|-------------|-------------------|
| 大野台7丁目(双葉会) | 大野台七丁目集会所         |
| 山伏老人クラブ     | 山伏公民館             |
| 南海金剛寿会      | 南海金剛住宅自治会館        |
| 東野老人クラブ     | 東野公民館             |
| 大野台4丁目      | 大野台四丁目集会所         |
| 北自治会        | 狭山住宅北自治会集会所       |
| 福寿会         | 東村公民館             |
| たちばな会       | 北村自治会館            |
| 東池尻地区       | 東池尻地区会館           |
| 南自治会        | 狭山住宅南自治会集会所       |
| 狭山東西老人クラブ   | 狭山地区会館            |
| ゆいの会        | すずかけ会館            |
| 楽寿会         | 大野台一丁目自治会館        |
| あけぼの会       | 公団狭山住宅集会所         |
| 狭山遊園ハイツ     | 狭山遊園ハイツ集会所        |
| ライオンズマンション  | 大阪狭山ライオンズマンション集会所 |
| 大野台5・6丁目自治会 | 大野台アクティホール        |
| 狭山ニュータウン自治会 | すずかけ会館            |
| 南海狭山住宅自治会館  | 南海金剛住宅自治会館        |
| 池尻いきいきクラブ   | 池尻コミュニティホール       |

●参加などの問い合わせは、高齢介護グループまで

### (※)介護予防とは

要介護状態になるのをできる限り防ぐこと、要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぎ、軽減をめざすことです。元気な高齢者が要介護状態にならず、今の状態を維持できるように、また少しでも自立した日常生活を送るために、市では様々な介護予防事業を行っています。

| 事業名・内容   | 実施時期                     | 募集時期                   |
|--|--------------------------|------------------------|
| <b>高齢者水中運動教室</b><br>温水プールの中で歩行やストレッチなどの全身トレーニングを行う教室 | 5~6月、<br>10~11月          | 4月、9月                  |
| <b>脳の健康教室</b><br>簡単な計算や文章の音読などを行う認知症予防の教室            | 5~9月、<br>10~3月           |                        |
| <b>さやまエイジングエクササイズ</b><br>転倒予防・膝痛・腰痛などの対策を中心とした運動教室   | 5~8月、<br>8~11月、<br>12~3月 | 4月、7月<br>(22ページ参照)、11月 |
| <b>元気コミュニティ教室</b><br>マットやバスタオルを敷いてストレッチなどを行う運動教室     |                          |                        |

「(仮称)大阪狭山市立第2子育て支援センター」

愛称決定

6月1日から15日まで投票を受け付けた「(仮称)大阪狭山市立第2子育て支援センター」「子育て支援+世代間交流」の愛称について、最終投票を行った結果、最多得票数を獲得した「UPっぷ」に決まりました。多数の応募・投票をいただき、ありがとうございました。

「UPっぷ」という愛称にふさわしい、皆さんに広く親しまれる施設づくりに励みます。

**あっぷ UPっぷ**

**名前の意味**  
「あっぷっぷ」とにらめっこした後は必ず笑うことから、笑顔あふれる楽しい場所になるように、また、より高みをめざそうという願いを込めて。

講演 「まちライブラリー」をつくろう！

現在、建設工事中の「UPっぷ」(仮称)大阪狭山市立第2子育て支援センター〔子育て支援+世代間交流〕では、センター利用者の皆さんの持ち寄った本を貸し出す、まちライブラリーの設置を予定しています。そこで、まちライブラリーがどのようなものか皆さんに知っていただくため、講演会を開催します。



磯井 純充さん

- まちライブラリーとは・・・**
- みんなが本を持ち寄って独自の本棚をつくります
  - 本には寄贈者のメッセージがついています
  - 次に読んだ人が感想を重ねます
  - 本をきっかけにつながりが生まれます
- まちライブラリーは図書館ではありません。みんなが育てる地域の拠点です。

とき 22日(日)午前10時～11時30分 ところ 市役所・第1会議室  
講師 磯井 純充さん/まちライブラリー提唱者  
定員 80人(当日先着順)

問い合わせ 子育て支援グループ

くれやま建設と災害協定を締結

6月1日に、市はくれやま建設と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しました。

**協定内容**  
市内で災害が発生した場合、建築物、その他工作物の崩壊、転倒及び損壊に伴う人命救助や、交通確保のための障害物の除去作業など  
**問い合わせ** 防災・防犯推進室

**地域力活性化支援事業補助金申請受付**

地域の課題を解決するための活動・コミュニティ活動・生涯学習活動などに取り組む自治会などに、市から補助金を交付しています。詳しくは次の説明会に参加するか、問い合わせください。

**対象団体** おおむね30世帯以上で、一定の地域において自主的に構成された地域の団体・自治会・住宅会など **対象事業** 住民同士の交流を深める事業、地域防犯を進めるための活動や研修会、資機材の整備、センサーライトの整備など **申し込み** 26日(木)～8月24日(金)に市民協働推進グループへ直接

**【説明会】**とき 26日(木)午後1時30分～3時  
ところ 市役所・第1会議室 **申し込み** 不要  
**問い合わせ** 市民協働推進グループ

訪問型サービスA

従事者養成研修



とき 25日(水)・26日(木)いずれも午前10時～午後5時(受付は午前9時45分から) **ところ** 市役所別館・第4会議室 **受講資格** 18歳以上の人(介護経験や資格の有無は問いません) **内容** 介護保険制度や認知症について、生活援助のポイントなど **受講料** 1,500円(テキスト代) **定員** 30人(先着順) ※10人以上の応募で開催 **申し込み** 11日(水)までに市ホームページからダウンロードできる申込書に必要事項を書いて、ファクシミリで高齢介護グループ(FAX366-9696)。直接も可  
**問い合わせ** 高齢介護グループ

住民同士が手を取り合って住みよいまちづくりを進めていくため、市では「介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手となる訪問型サービスAの従事者養成研修を行います。修了評価合格者は、市の訪問型サービスAの指定を受けた市内の訪問介護事業所で生活援助のみを提供する従事者として、就労できるようになります。

保育見学会を開催します

次の市立幼稚園・市立こども園で保育見学会を開催します。子どもたちが元気よくいきいきと園生活を楽しむ様子をぜひご覧ください。期間中の時間内はいつでも見学できます。

- 東幼稚園 ☎ 365-0124 狭山二丁目2555-1
- 半田幼稚園 ☎ 367-1823 半田二丁目269
- 東野幼稚園 ☎ 366-1663 東野二丁目22
- 市立こども園 ☎ 366-0076 西山台六丁目19-12

とき 2日(月)～6日(金)いずれも午前9時30分～11時 **申し込み** 不要  
※各園に駐車場はありません。車での来園はご遠慮ください。詳しくは、各園にお問い合わせください。  
**問い合わせ** 保育・教育グループ

高額障がい福祉サービス等給付費・高額障がい児通所給付費の申請

1人が複数の障がい福祉サービスなどを利用した場合や、同一世帯で異なる制度のサービスなどを利用する人が複数いる場合は、そのサービス利用料の負担軽減を図るため、世帯の月々の負担額の合算額から制度で定める基準月額(上限額)を超える金額について償還する制度があります。

また、4月から(新)高額障がい福祉サービス給付費が始まり、対象者が拡大されました。介護保険サービスのうち、特定の介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)のいずれかを利用する場合、利用者負担を軽減する制度があります。65歳になるまでの5年間継続して特定の障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか)を利用していただいた人が対象です。その他にも要件があります。詳しくは問い合わせください。

- 対象の制度**
- 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
  - 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額
  - 補装具費にかかる利用者負担額
  - 児童福祉法に基づく「障がい児支援(入所・通所)」のサービス利用者負担額など

問い合わせ 福祉グループ

大阪狭山市観光大使 半井重幸さん(Bboy Shigekix)がユースオリンピックに出場

5月20日に開催されたWDSF「世界ユース・ブレイキン(ブレイクダンス)選手権」の男子の部で優勝した半井重幸さん(Bboy Shigekix)が、古川照人大阪狭山市長を6月8日に表敬訪問しました。

この大会は、10月にブエノスアイレス(アルゼンチン)で開催される、14歳から18歳までのアスリートを対象とした国際総合競技大会、ユースオリンピックの最終予選を兼ねており、優勝した半井さんは日本代表として出場することが決定しました。ブレイクダンスがユースオリンピック競技に採用されるのは初めてで、半井さんは金メダルの獲得が期待されています。  
**問い合わせ** 農政商工グループ



# 資源化物の回収

夏は、資源化物(缶・びん・ペットボトル・牛乳パックなど)の排出量が増加します。正しい排出方法で、効果的な回収にご協力ください。下表の協力店でも回収しています。



## 缶・びん

各地区などに設置しているリサイクルボックスに必ず入れてください。

- 中身を出して水で洗う ○袋に入れたままにしない ○袋はリサイクルボックスにくくりつけない
- 時間帯を考慮して、付近の迷惑にならないよう静かに入れる

## 牛乳パック

公共施設などに設置している回収ボックスに入れてください。

- 中身を出して水で洗う ○切って開いて乾かす

## ペットボトル

粗大ごみと同じ日に回収してください(シール不要)。

- キャップ、ラベルシールをはずす ○中身を出して水で洗う ○押しつぶすなどして、かさ減らす

## 発泡スチロール・トレイ

粗大ごみと同じ日に回収してください(シール不要)。

- 水で洗う

問い合わせ 生活環境グループ

### 資源回収協力店

| 協力店       | 所在地         | 牛乳パック | ペットボトル | 発泡スチロール・トレイ |
|-----------|-------------|-------|--------|-------------|
| コノミヤ狭山店   | 大野台二丁目1-17  | ○     | ○      | ○           |
| マツゲン大阪狭山店 | 大野台二丁目1-58  | ○     | ○      | ○           |
| コープ狭山池店   | 狭山一丁目2350   | ○     | ○      | ○           |
| バストさやま店   | 狭山五丁目2342-1 | ○     | ○      | ○           |
| イオン金剛店    | 半田一丁目35-1   | ○     | ○      | ○           |
| バスト金剛店    | 半田一丁目252-3  | ○     | ○      | ○           |
| オークワ狭山店   | 茱萸木三丁目153-1 | ○     | ○      | ○           |

# 国民健康保険の高齢受給者証等の交付

4月1日から国民健康保険の運営に大阪府が関わったことに伴い、8月1日(水)から府内共通の様式に変更します。いずれも変更の内容は右の通りです。

- 名称に「大阪府」が追記
- 有効期限を上部に表示
- 下部の「保険者の名称」を「交付者の名称」に変更

## ●高齢受給者証

8月1日時点で70歳以上75歳未満の人に、7月下旬に送付します。8月2日(木)以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に送付します。高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月1日(1日生まれの人は誕生日)から75歳の誕生日の前日まで使用できます。 ※一部負担金の割合が3割の人で、同一世帯の70～74歳の被保険者の平成29年中の収入合計が基準額に満たない場合は、申請することにより、自己負担割合と自己負担限度額を軽減する措置があります。基準額などの詳細は、送付時の案内を確認し、該当する人は31日(火)までに保険年金グループに申請してください。

## ●特定疾病療養受療証

現在、受療証を交付されている人に、7月下旬に送付します。70歳以上75歳未満の人に交付している受療証に有効期限は記載されていませんが、8月1日以降は、今回送付する新様式の受療証を使用してください。古い受療証は破棄するか、保険年金グループへ返却してください。

## ●限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

8月1日以降に、本人確認書類と印鑑を持って保険年金グループに交付申請をしてください。

**対象者** 限度額適用認定証/下表の(☆)、限度額適用・標準負担額減額認定証/下表の(★) ※ それ以外の人は申請の必要はありません

### 8月1日以降の自己負担限度額とその判定基準

#### ■70歳未満

| 所得区分                              | 自己負担限度額(月額)                                 |
|-----------------------------------|---|
| ア 901万円超(※1)(☆)                   | 25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (14万100円)(※2)  |
| イ 600万円超(※1)(☆)                   | 16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (9万3,000円)(※2) |
| ウ 210万円超(※1)(☆)                   | 8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (4万4,400円)(※2)    |
| エ 210万円以下(※1)(☆)<br>(住民税非課税世帯を除く) | 5万7,600円(4万4,400円)(※2)                      |
| オ 住民税非課税世帯(★)                     | 3万5,400円(2万4,600円)(※2)                      |

#### ■70歳以上75歳未満

| 所得区分               | 自己負担限度額(月額)                                 |                        |
|--------------------|---|------------------------|
|                    | 外来(個人単位)                                    | 外来と入院(世帯単位)            |
| 現役並み所得者            |   |                        |
| I 課税所得690万円以上      | 25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1% (14万100円)(※2)  |                        |
| II 課税所得380万円以上(☆)  | 16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1% (9万3,000円)(※2) |                        |
| III 課税所得145万円以上(☆) | 8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% (4万4,400円)(※2)    |                        |
| 一般(課税所得145万円未満)    | 1万8,000円(年間14万4,000円上限)                     | 5万7,600円(4万4,400円)(※2) |
| 低所得者II(※3)(★)      | 8,000円                                      | 2万4,600円               |
| 低所得者I(※4)(★)       |   | 1万5,000円               |

(※1)基礎控除後の総所得金額等。所得の申告がない場合は、所得区分「ア」と見なす (※2)( )内の金額は同一世帯で過去12か月以内に3回以上該当した場合の4回目以降の額 (※3)低所得者IIとは、同一世帯の人全員が住民税非課税で、低所得者I以外の被保険者 (※4)低所得者Iとは、同一世帯の人全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)

問い合わせ 保険年金グループ

## タウンミーティング

～近畿大学医学部附属病院の移転～

市民の皆さんが抱く市政に関する疑問に対して意見交換することで、市政への理解を深めていただくため、タウンミーティングを開催します。

**とき** 21日(土)午前10時～11時30分 **ところ** 市立コミュニティセンター・大会議室 **対象** 市内に居住・通勤・通学する人 **内容** 近畿大学医学部附属病院の移転について、これまでの経過と5月29日に近畿大学から市に対して回答された内容について説明します **参加費** 無料 **定員** 200人(先着順) **申し込み** 市役所福祉グループ、保健センターで配布する申込用紙に必要事項を記入し、ファクシミリ(FAX366-9696)で福祉グループ。直接も可。または、はがきに住所(通勤・通学の方は勤務先・学校名)・名前(ふりがな)・電話番号を書いて〒589-8501大阪狭山市役所福祉グループ。電子メール(fukushi@city.osakasayama.osaka.jp)も可。17日(火)必着。申し込み用紙は市ホームページからもダウンロード可 ※ 定員に満たないときは、当日受付可

駐車場には限りがあるため公共交通機関を利用してください

問い合わせ 福祉グループ

## 蚊の発生対策を

問い合わせ 保健センター・生活環境グループ

海外では病原体を持った蚊に刺されることにより感染するデング熱やジカウイルス感染症などの「蚊媒介感染症」が発生しています。また、発症している海外からの渡航者や帰国者が日本で蚊に刺されると、その蚊によって国内で他の人へ感染が広がる可能性があります。今の時期から、蚊が発生しないよう対策をお願いします。

**【幼虫対策(7月下旬まで)】** ボウフラの発生源をなくすため、庭先、家の周りなどには雨水がたまる植木鉢の受け皿やバケツ、ペットボトルなどを放置しない **【成虫対策】** まめに草刈りをするなど、蚊が潜む場所を減らす **【蚊に刺されないために】** 防虫網などによって蚊の侵入を防ぐ。草むらなどに入るときは、肌を露出しないように、長袖、長ズボンを着用する。虫よけスプレーや蚊取り線香を併用する

■入院時の食事代

| 課税状況  | 負担区分       | 負担額（1食あたり）                      |
|-------|------------|---------------------------------|
| 課税世帯  | 現役並み所得者    | 460円                            |
|       | 一般         |                                 |
|       | 指定難病患者（※1） | 260円                            |
| 非課税世帯 | 低所得Ⅱ       | 210円（過去1年以内の入院日数が90日以内の場合）      |
|       |            | 160円（過去1年以内の入院日数が90日を超える場合）（※2） |
|       | 低所得Ⅰ       | 100円                            |

●適用を受けるためには、保険年金グループで手続きが必要です

（※1）平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病棟に入院していた人で引き続き医療機関に入院している人も対象となります

（※2）低所得Ⅱと認定された日から90日を超えて入院していることが必要です。また、負担額が160円になるのは、申請日の翌月からです

■療養病床に入院したとき

食費と居住費の一部が自己負担になります。指定難病患者は上表の「入院時の食事代」のみの負担となります。また、入院医療の必要性が高い人は、「入院時の食事代」の負担のほか、居住費の負担があります。

| 課税状況  | 負担区分      | 食費（1食あたり）  | 居住費（1日あたり） |
|-------|-----------|--|------------|
| 課税世帯  | 現役並み所得者   | 460円（管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は、420円） | 370円       |
|       | 一般        |  |            |
| 非課税世帯 | 低所得Ⅱ      | 210円   |            |
|       | 低所得Ⅰ      | 130円   |            |
|       | 老齢福祉年金受給者 | 100円   |            |
|       | 境界層該当者※   | 100円   |            |

※生活保護法の規定による生活保護を必要としない状態となる人

問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合 ☎ 06 - 4790 - 2028、または保険年金グループ

後期高齢者医療被保険者証が変わります

8月から、後期高齢者医療被保険者証が「水色」になります。新しい被保険者証は、7月下旬までに送付します。有効期限は平成31年（2019年）7月31日までの1年間です。新しい被保険者証は、手元に届いたときから使用できます。また、現在使用している被保険者証（桃色）の有効期限は、31日（火）までです。それ以後は使用できません。有効期限の過ぎた被保険者証は、保険年金グループへ返却するか、破棄してください。年度途中で負担割合や住所などに変更があった人で、現在も古い被保険者証を持っている場合は保険年金グループへ返却してください。

保険料の決定

平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を送付しますので、内容を確認してください。

保険料の納入方法は、年金からの天引きによる「特別徴収」と、納付書や口座振替などによる「普通徴収」の2通りです。また、年度途中で被保険者になった人は、資格を取得した月から月割での納付となります。

①特別徴収（年金からの天引き）

年額18万円以上の年金受給者の場合、原則として年6回の年金支給の際、保険料を天引きします。

②普通徴収（納付書や口座振替など）

特別徴収の対象にならない人は、市が定める納期までに納付書（納入通知書）や口座振替などで保険料を納めてください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

医療機関に入院や通院した際、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、医療費や食事代の負担が軽減されます。対象は、住民税非課税世帯（負担区分が低所得Ⅰ、Ⅱ）に属する被保険者です。

現在、交付されている減額認定証の有効期限は31日（火）です。引き続き対象となる人には、8月1日（水）から有効となる新しい減額認定証を7月中に送付します。これまで交付を受けていなかった人でも、新たに対象となり交付を希望する場合は、随時申請することができます。

また、8月から現役並み所得区分の細分化により現役並み所得者のうち課税所得690万円未満の人（下表★）で対象となる人には、限度額適用認定証を発行しますので、医療機関などの窓口で被保険者証と併せて提示してください。交付申請は、2日（月）から保険年金グループで受け付けます。

■8月からの自己負担限度額とその判定基準

| 所得区分      | 負担割合 | 自己負担限度額（月額）             |   |
|-----------|------|-------------------------|---|
|           |      | 外来（個人単位）                | 外来と入院（世帯単位）                                 |
| 現役並み所得者   | 3割   | 課税所得690万円以上             | 25万2,600円+（医療費-84万2,000円）×1%（14万1,000円）（※1） |
|           |      | 課税所得380万円以上（★）          | 16万7,400円+（医療費-55万8,000円）×1%（9万3,000円）（※1）  |
|           |      | 課税所得145万円以上（★）          | 8万1,000円+（医療費-26万7,000円）×1%（4万4,400円）（※1）   |
| 一般        | 1割   | 1万8,000円（年間14万4,000円上限） | 5万7,600円（4万4,400円）（※1）                      |
| 低所得者Ⅱ（※2） |      | 8,000円                  | 2万4,600円                                    |
| 低所得者Ⅰ（※3） |      |                         | 1万5,000円                                    |

●入院時の食事代や差額ベッド代など、保険診療外の費用は含みません ●月の途中で75歳になった人の場合、その誕生月は、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1（半額）になります。（※1）（ ）内の金額は同一世帯で過去12か月以内に3回以上該当した場合の4回目以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません）（※2）低所得者Ⅱとは、同一世帯の人全員が住民税非課税で、低所得者Ⅰ以外の被保険者（※3）低所得者Ⅰとは、同一世帯の人全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算）または同一世帯の方全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

社会を  
明るくする運動

問い合わせ 福祉グループ

すべての住民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。この期間中は、保護司会、更生保護女性会などの各種団体で構成する「大阪狭山市社会を明るくする運動推進委員会」が、街頭啓発活動や市民集会などを実施します。

市民集会

犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする、運動の趣旨を広げる市民集会を開催します。

集会は、市内3か所で行い「犯罪から身を守る」をテーマにそれぞれ異なる講演内容で、犯罪や非行の防止や立ち直りについて、地域で何をするべきか、一人ひとりに何ができるのかを考えます。

| とき            | 内容/講師   | ところ               |
|---------------|---|-------------------|
| 18日（水）午後2～3時  | 「特殊詐欺の被害防止」/黒山警察署                               | さやま荘・大広間          |
| 23日（月）午後7時～8時 | 「麻薬をはじめとする薬物の怖さ！」/南啓二さん（大阪狭山市薬剤師会会長）            | SAYAKA ホール・大会議室   |
| 26日（木）午後7時～8時 | 「増え続ける児童虐待～地域で守ろう子ども～」/津崎哲郎さん（NPO法人児童虐待防止協会理事長） | 市立コミュニティセンター・大会議室 |

※いずれも手話通訳・要約筆記があります

受付は  
2(月)  
から

## 住宅用再生可能エネルギー等設備設置費の一部を補助します

設置  
モニター  
募 集

問い合わせ 生活環境グループ

市では、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)、または家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置し、家庭での省エネや節電に取り組み、システムの発電量や電力の使用状況などを報告できる人に、システム設置費の一部を補助します。

### ■対象システム(各システム未使用品であること)

| システム                          | 要件  |
|-------------------------------|---|
| 住宅用太陽光発電システム                  | ・10kw未満であること<br>・住宅の屋根などへの設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの        |
| 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) | ・国の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象システムとして指定されている機器であること                   |
| 家庭用リチウムイオン蓄電池システム             | ・国の「平成30年度ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅の低炭素化促進事業」の補助対象システムであるもの |

### ■対象者

○市内に居住し、その居住する住宅に対象システムを設置する人 ○市内に新築または取得した住宅に対象システムを設置し、自らが居住する人 ○市内に対象システム付き住宅を取得し、自らが居住する人  
ただし、次の要件をすべて満たしている人

○平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、対象システムを設置している、または対象システム付き住宅の引き渡しを受けていること。住宅用太陽光発電システムを対象とする場合は、期間内に電力会社と電力供給契約を締結していること ○設置完了後の実績報告の際、その住宅の所在地を住所とする住民基本台帳に記録されていること ○市税を滞納していないこと ○住宅の所有者の同意を得ていること(自己または同居の親族の所有でない場合)

### ■補助金

1対象システムにつき、5万円。対象システムの設置費の2分の1の額(千円未満は切り捨て)が、5万円に満たない場合は、その額 ※1対象システムにつき、1台限り。過去に対象システムに係る市の補助金を受けた人(世帯)は、同一の対象システムに係る補助金を受けることはできません(世帯を別にする場合でも、既に補助金の交付を行った対象システムは不可)。複数の異なる対象システムを設置した場合は、それぞれ補助金を受けることができます。申請書は、対象システムごとに作成し提出してください ※全ての対象システムに係る申請額の合計が募集期間内に予算額(100件程度)を超えた場合は、抽選により決定します

### ■応募方法

申請書に必要事項を書いて、必要書類を添付して2(月)~8月31日(金)に生活環境グループへ直接(郵送不可)。必要書類など、詳しくは募集要領を確認してください ※申請書、募集要領は、市役所生活環境グループ、市民活動支援センター、ニュータウン連絡所で配布するほか、市ホームページからもダウンロード可

運転免許証を自主返納すると

# 様々な特典が!

大阪府内に住んでいる65歳以上の人が運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた場合、協力企業・店舗で運転経歴証明書を提示することで、様々な特典を受けることができます。

現在登録されている市内の企業は「リラクゼーションリゾートスパヒルズ」、「大阪第一交通株式会社」、「ダイワサイクル狭山店」、「葬儀会館ティア」です。協力企業は随時募集しています。特典内容や協力企業の詳細については、ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/anzen/zisyuhennou.html>)で確認するか、問い合わせてください。

問い合わせ 大阪府交通対策協議会 ☎06-6944-9290

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

### 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を進めることや、児童の健全育成を目的とした制度です。

次のいずれかに該当する児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで、政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童)を監護している父または母もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計が同じであること)が対象です。ただし、所得制限があります。

○父母が婚姻を解消した児童  
○父または母が死亡した児童  
○父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

○父または母が引き続き1年以上遺棄している児童  
○父または母が法令により1年以上拘禁されている児童  
○母が婚姻によらないで出産した児童  
○棄児などで父母がいるかいないか明らかでない児童  
○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

次のいずれかに該当するときは受給できません。  
○日本国内に住所がないとき

○対象児童が里親に委託されているとき  
○対象児童が父または母の配偶者(内縁関係にある者)を含み、障がいの状態にある者を除く)に養育されているとき  
○対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき

### 特別児童扶養手当

障がい児のいる家庭を援護し、児童福祉の推進を図ることを目的とした制度です。

20歳未満で、精神または身体に障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人(児童と同居し、監護し、生計が同じであること)が対象です。ただし、所得制限があります。次のいずれかに該当するときは受給できません。

○日本国内に住所がないとき  
○対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき  
○対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき

## 市役所でパスポート(一般旅券)の申請ができます

●申請時間 月~金曜日午前9時~午後4時30分(土・日曜日、祝日など休日、年末年始を除く。交付は午後5時30分まで)

●申請場所 市民窓口グループ

●対象 日本国籍を有し、市の住民基本台帳に記録されている人で、旅券発給申請書の刑罰等関係事項に該当しない人

●手数料 【新規申請(新規・切替)】10年間有効/1万6000円、5年間有効(12歳以上)/1万1000円、5年間有効(12歳未満)/6000円

●所要日数 土・日曜日、祝日など休日を除いて10日(おおむね2週間程度) ※大阪府の審査により、さらに日数がかかる場合があります

●申請に必要なもの ①一般旅券発給申請書 ②戸籍謄本(全部事項証明書または戸籍抄本(個人事項証明書) ③写真(6か月以内に撮影したもの)で、パスポート用の規格に合ったもの。申請者との同一性の確認が容易にできるもの ④本人確認書類(運転免許証など) ⑤前回取得のパスポート ※申請内容によっては②が不要の場合があります

また、市の住民基本台帳に記録されていなくても、日本国籍を有し、実際に市内に住んでいる人は、居所の証明と住民票を提出することで申請できる場合があります。詳しくは、問い合わせるか、ホームページを確認してください。

問い合わせ 市民窓口グループ

空き家にならないための住宅の活用方法と住宅耐震リフォームの講演会と相談会

第1部 上手な住宅の活用方法

空き家などの利活用を促進するため、上手な住宅の利用・活用方法についての講演会を開催します。空き家になる前、空き家になったりどうしたらいいか、早期に準備できることを考えましょう。

**講演会** 午前10時～11時25分 **個別相談会** 午前9時15分～9時50分 午前11時30分～午後0時30分(事前予約優先)

第2部 安全・安心 住宅耐震リフォーム

木造住宅の具体的な耐震診断・補強方法、市で実施している耐震診断・耐震改修設計・耐震改修・除却の補助制度の説明などの講演会を開催します。今後予想される巨大地震に備えるために、今一度、木造住宅の耐震について今できることを考えましょう。

**講演会** 午後1時～2時30分 **個別相談会** 午前11時30分～午後0時30分 午後2時30分～3時30分(事前予約優先)

**ところ** 市役所・第1会議室 **参加費** 無料 **定員** いずれも100人(先着順) **申し込み・問い合わせ** 20日(金)までに、希望する講演会・住所・名前・電話番号を書いてファクシミリ(FAX06・6456・1073)でNPO法人「人・家・街 安全支援機構」事務局。電話(フリーダイヤル)0120・263・150(も)可

エコ川柳コンテスト

地球環境問題を身近なものとしてとらえ、環境の大切さを再認識するきっかけづくりとして、エコ川柳コンテストを実施します。日常生活の中で実践している地球にやさしい取り組みや、環境に関して普段感じていることを川柳にして表現してみませんか。入賞者には賞状と記念品を贈呈します。入賞作品は市ホームページや広報誌などで公表します。表彰は10月中旬を予定しています。

**【テーマ】** 省エネルギー、節電、地球温暖化防止、リサイクルなどエコに関連するもの  
**【対象者】** 応募された作品などを広報誌や市ホームページへ掲載することに対し、同意できる人  
**【対象作品】** 応募者本人が創作した未発表作品で、ほ

かのコンテストなどに応募していないものの発表済みの作品やその作品と著しく似ていると判断した作品は無効 ※1人につき1作品 複数作品を応募した場合は最初に提出した作品を応募作品とみなします。標語は不可

**【応募方法】** 市役所生活環境グループ、市民活動支援センター、ニュータウン連絡所で配布する応募用紙に必要事項を書いて〒589・8501大阪狭山市役所生活環境グループへ郵送または直接、ファクシミリ(FAX367・7953)、または電子メール(eeco@city.osakasayama.sakajp)も可。23日(月)～8月31日(金)必着 ※応募用紙は、市ホームページからもダウンロード可

**問い合わせ** 生活環境グループ

「まちづくり大学」受講生募集

「生涯 住み続けたいまち 大阪狭山市」を実現するため、まちづくり大学を開校します。開校式/9月1日(土)、公開講座/9月8日(土)、修了式/12月22日(土)

**とき・内容** A:大阪狭山市の行政を学ぶ/9月15日(土)・21日(金)・22日(土)・10月5日(金)、B:市民参加の協働を学ぶ/10月13日(土)・19日(金)・27日(土)・11月2日(金)、C:ボランティアを学ぶ/11月17日(土)・24日(土)・12月1日(土)・8日(土)・15日(土)(別途10月～11月に体験講座) **ところ** 市役所南館・講堂(施設見学は現地) **受講料** 市役所南館・講堂(施設見学は現地) **受講料** 市役所南館・講堂(施設見学は現地) **申し込み** 市役所市民協働推進グループ、市立コミュニティセンター、市立公民館、市民活動支援センターなどで配布する申込用紙に必要事項を書いて、1日(日)～8月15日(水)にファクシミリ(FAX366-4664)または電子メール(simin025@yacht.ocn.ne.jp)で市民活動支援センター。直接またはホームページ(http://osakasayama-sc.jp/)からも可 ※一定の修了条件を満たせば修了証が授与されます **問い合わせ** 市民活動支援センター

市民委員募集

地域福祉計画推進協議会

地域の福祉的な活動を計画的に推進するための、市民委員を募集します。この協議会は、地域の関係団体の委員などを含め、25人程度で組織する予定です。

**開催回数** 任期中に6回程度開催予定 **応募資格** 市内に住んでいる20歳以上の人 **募集人数** 2人(多数の場合は書類審査などにより選考) **任期** 2年間(9月から) **申し込み** 書面(様式自由)に応募理由(4000字程度)・住所・名前・電話番号を書いて、〒589・8501大阪狭山市役所福祉グループへ郵送または直接。23日(月)必着(土・日曜日、祝日を除く)。ただし、7日(土)・21日(土)は午前中のみ受付。募集要項は市ホームページからも閲覧可 **問い合わせ** 福祉グループ

市民公益活動促進委員会

市民公益活動を促進するための市の施策のあり方について審議する市民公益活動促進委員を募集します。市民公益活動促進補助金申請事業の審査や評価も行います。

**開催回数** 任期中に11回程度開催予定 **応募資格** 市内に住んでいる市民公益活動に関心のある人または市民公益活動団体の推薦する

**人 定員** 10人(多数の場合は書類審査などにより選考) **任期** 2年間(8月から) **申し込み** 2日(月)から市役所市民協働推進グループで配布する申込書または推薦書に必要事項を書いて、作文(市民公益活動についての思い)(800字程度)を添えて、〒589・8501大阪狭山市役所市民協働推進グループへ郵送または直接。13日(金)消印有効。申込書などは市ホームページからもダウンロード可 **問い合わせ** 市民協働推進グループ

廃棄物減量等推進員

ごみ減量化と再資源化の推進に向けて啓発活動などを行う「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」に参加する「廃棄物減量等推進員」を募集します。各種イベントでの啓発や情報誌の発行を行います

**応募資格** 市内に住んでいる18歳以上の人 **募集人数** 30人程度(多数の場合は書類審査などにより選考) **任期** 2年間(8月から) **申し込み** 2日(月)から市役所生活環境グループで配布する応募用紙に必要事項を書き、作文「ごみ減量化・再資源化につながる具体的な実践方法の提案」(200～400字程度)を添えて17日(火)までに生活環境グループ。応募用紙は市ホームページからもダウンロード可 **問い合わせ** 生活環境グループ

市民の皆さんの意見を募集します

パブリックコメント募集

市では、「大阪狭山市土砂埋立て等の規制に関する条例」を制定するため、条例(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してください。いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。住所・名前など、個人情報公表しません。また、個別に連絡することはありません。

この条例は、市域内における土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立てなどの適正化を図り、災害の防止および生活環境の保全に資することを目的としています。

募集期間 6日(金)～27日(金)必着

**条例(素案)の閲覧場所** 市役所生活環境グループ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、保健センター、福祉センター、市立公民館、図書館 ※市ホームページからも閲覧可

**意見の提出方法** 書面(様式自由)に住所・名前・電話番号、条例(素案)に対する意見を日本語で書いて、生活環境グループへ直接。または、〒589・8501大阪狭山市役所生活環境グループへ郵送、ファクシミリ(FAX367・7954)、電子メール(sakats@city.osakasayama.osakajp)も可

**問い合わせ** 生活環境グループ